

条文	タイトル	定めのある条例・規則・行政庁
法第4条第2項	市町村の建築主事【特定行政庁】	→松江市、出雲市
法第4条第2項	市町村の建築主事(法第97条の2)【限定特定行政庁】	→浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市
法第6条第1項第4号	準都市計画区域、準景観地区	→なし
法第6条第1項第4号	建築確認が必要な区域(都市計画区域外)	→松江市
法第7条の3第1項第2号	特定工程	→県内全域※1
法第8条第2項第2号	維持保全に努めなければならない建築物	→なし
法第12条第1項	定期報告が必要な建築物	→島根県【細則9条】、松江市【細則9条】、出雲市【規則8条】
法第12条第3項	定期検査が必要な建築設備・工作物	→島根県【細則10条】、松江市【細則10条】、出雲市【規則9条】
法第20条 一令第42条第1項第2号	地盤が軟弱な区域	→なし
一令第46条	強い風が吹くと認める区域	
一令第80条の3	土砂災害特別警戒区域	→県内全域
一令第86条第2項	多重区域	→島根県【細則11条の3】、松江市【細則13条】、出雲市【規則12条】
一令第86条第3項	垂直積雪量	→島根県【細則11条の3】、松江市【細則13条】、出雲市【規則12条】
一令第86条第4項	別に定める屋根形状係数	
一令第88条第2項	地盤が著しく軟弱な区域	
一令第91条第2項	コンクリートの設計基準強度の上限値	
→平成12年1454号	極めて平坦で障害物がない区域	→なし
→平成12年1454号	極めて平坦で障害物が散在する区域	
→平成12年1454号	都市化が極めて著しい区域	
法第22条	防火地域、準防火地域以外で屋根等の構造を規制する区域	→松江市、出雲市、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市
法第31条 一令第30条	便所の構造を規制する特殊建築物・特定区域	→なし
一令第32条第1項	衛生上特に支障があると認める区域	→島根県【細則11条の5】、松江市【細則15条】、出雲市【規則14条】
一令第32条第1項	衛生上特に支障がないと認める区域	
一令第32条第2項	地下浸透方式としても衛生上支障がないと認める区域	→なし
法第35条 一令第128条の3第6項	地下街における制限	
法第39条	災害危険区域	→益田市、江津市、雲南市、奥出雲町、美郷町、川本町、邑南町
法第40条	建築基準法における制限の附加	→島根県【条例4条、7条】※2
法第41条	建築基準法における制限の緩和	
法第42条第1項	道路の最低幅員を6mとする区域	→なし
法第42条第1項第5号 一令第144条の4	位置指定道路の構造基準条例	
法第43条第1項第2号 一令第144条の5	特定高架道路に関する基準緩和条例	
法第43条第3項	敷地等と道路との関係の制限の付加	→島根県【条例6条、8条、9条】※2
法第43条の2	敷地が4m未満の道路のみに接する建築物の制限の付加	→なし
法第46条	壁面線	→松江市
法第49条	特別用途地区	→松江市(観光地区)、松江市・江津市・雲南市(大規模集客施設制限地区)
法第49条の2	特定用途制限地域	→出雲市(田園居住地区、幹線沿道商業地区)
法第50条	用途地域等における制限条例	→松江市(観光地区)
法第51条 一令第130条の2の3	法第51条ただし書許可をする場合の規模	→なし
法第52条第1項第8号	用途指定のない区域の容積率	→島根県、松江市、出雲市
法第52条第2項第2、3号	前面道路幅員による容積率低減係数の指定区域	
法第52条第5項	地盤面に係る条例	
法第52条第8項	住宅等の容積率算定のための政令とは別の算定式	
法第52条第8項第1号	住宅等の容積率算定のための特例区域	→なし
法第52条第8項第2号 一令第135条の17第1項	条例で定める敷地面積に乘すべき数値、及び敷地規模	
一令第135条の17第3項	条例で定める敷地面積の規模	
法第52条第12項 一令第135条の19	容積率の算定にあたり建築物から除かれる部分	
法第53条第1項第6号	用途指定のない区域の建蔽率	→島根県、松江市、出雲市
法第53条第3項第2号	街区の角に準ずる敷地	→島根県【細則15】、松江市【細則19条】、出雲市【規則10条】
法第55条第2項 一令第130条の10	高さ制限の特例を認める敷地の規模	→なし
法第56条第1項第2号	用途指定のない区域の前面道路斜線を求める係数	→島根県、松江市、出雲市
法第56条第1項第2号イ	隣地斜線を求めるための特例区域	→なし
法第56条第1項第2号ニ	用途指定のない区域の隣地斜線を求める係数	→島根県、松江市、出雲市
法第56条第2、4項 一令第130条の12	高さ制限の特例を認める建築物の部分	→なし
法第56条第6項 一令第131条の2第1項	道路斜線制限に係る街区の指定	
法第56条第6項 一令第135条の2第2項	敷地の地盤面に高低差のある場合の特例(道路斜線)	→島根県【細則17】、松江市【細則22条】、出雲市【規則21条】
一令第135条の3第2項	敷地の地盤面に高低差のある場合の特例(隣地斜線)	→なし
一令第135条の4第2項	敷地の地盤面に高低差のある場合の特例(北側斜線)	
法第56条の2	日影区域	→島根県【条例10条】※2
法第56条の2第3項 一令第135条の12第2項	日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和	
法第57条の2	特例容積率適用地区	→なし
法第57条の5	高層住居誘導地区	
法第58条	高度地区	
法第59条	高度利用地区	→松江市、益田市
法第59条の2 一令第136条第3項	容積率算定の特例を認める敷地規模	
法第60条	特定街区	
法第60条の2	都市再生特別地区	
法第60条の2の2	居住環境向上用途誘導地区	→なし
法第60条の2の2第4項	居住環境向上用途誘導地区内の制限の緩和	
法第60条の3	特定用途誘導地区	
法第60条の3第3項	特定用途誘導地区内の制限の緩和	
法第61条	防火地域	
法第61条	準防火地域	→松江市、出雲市、浜田市
法第67条	特定防災街区整備地区	→なし
法第68条	景観地区	→松江市
法第68条の2	地区計画の区域	→松江市、出雲市、安来市、大田市、益田市、奥出雲町
法第68条の2	地区計画条例	→松江市、出雲市、安来市
法第68条の9	確認を要する区域、準景観区域の制限の附加	→なし
法第69条	建築協定の区域	→松江市、出雲市、浜田市、雲南市
法第70条	建築協定条例	→松江市、出雲市、安来市、大田市、浜田市、益田市、江津市、雲南市、奥出雲町
法第78条	建築審査会	→島根県、松江市、出雲市
法第85条の2	景観重要建造物に対する緩和条例	→なし(景観重要建造物もなし)
法第85条の3	伝統的建造物群保存地区における緩和条例	→津和野町(伝統的建造物群保存地区は大田市にあり)

の規定・区域等は島根県内では定めていません。

※1: 浜田市、大田市及び江津市の区域では、法第6条第1項第4号に掲げる建築物を除く。

※2: 県内の特定行政庁(松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市)は島根県の条例を準用しています。

島根県【条例】 一島根県建築基準法施行条例

島根県【細則】 一島根県建築基準法施行細則

松江市【細則】 一松江市建築基準法施行細則

出雲市【細則】 一出雲市建築基準法の施行に関する規則